

新宿区教育委員会会議録

令和元年第10回定例会

令和元年10月7日

新宿区教育委員会

令和元年第10回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和元年10月7日(月)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時44分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 田 史 子
委 員	今 野 雅 裕	委 員	羽 原 清 雅
委 員	星 野 洋		

欠席者

委 員	古 笛 恵 子
-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中央図書館長	佐 藤 之 哉
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	菊 島 茂 雄
主任指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波多江 誠		

書記

教 育 調 整 課 主 査	平 明 生	教 育 調 整 課 係 長	勝 山 雄 太
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 5 3 号議案 令和元年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書について

報告

- 1 令和元年第 3 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 平成 3 1 年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果について（教育指導課長）
- 3 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の事業評価報告について（教育支援課長）
- 4 新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について（中央図書館長）
- 5 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和元年新宿区教育委員会第10回定例会を開会いたします。

本日の会議には、古笛委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いいたします。

○羽原委員 はい。

○教育長 本日は、まず初めに、教育長職務代理者の指名について御報告いたします。

教育長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、委員の中から指名する必要があります。

現在は、菊田委員を教育長職務代理者として指名しておりますが、10月16日をもってその期間が終了いたします。そのため、新たに令和元年10月17日から令和2年10月16日まで、教育長職務代理者として今野委員を指名いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎ 第53号議案 令和元年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第53号議案 令和元年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず日程第1 第53号議案の説明を受け、審議をした後、報告1から報告4の報告を受け、質疑を行うものとします。

それでは、第53号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第53号議案 令和元年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書について御説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをごらんください。

第1の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価と第2の令和元年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてですが、こちらの内容につきましては、例年と特に違いはございません。

次に、2ページでございます。

第3の点検及び評価会議の実施についてでございますが、7月31日に記載の学識経験者3名によりまして、評価会議を開催し、御意見を伺っております。内容につきましては、後ほど御説明させていただきます。

続いて、第4の平成30年度新宿区教育委員会の活動についてですが、教育委員会での主な審議や取組内容につきましては、この2ページから4ページにかけて記載のとおりとなっております。

続きまして、5ページから10ページについてでございますが、こちらは点検・評価の対象となります現在の教育ビジョンの概要を記載させていただいております。内容については、説明は省略させていただきます。

続いて、12ページをお開きください。

ここからが、新宿区教育ビジョンに掲げる個別事業の点検及び評価ということで、まず12ページには、点検・評価シートの見方について記載しております。事業目的・事業概要、そして第一次実行計画事業のみですが、平成29年度末の状況から30年度当初の計画、そして全ての事業につきまして、平成30年度の進捗状況、取組の状況や成果、あるいは評価、課題について記載し、1年間の達成度についてA、B、Cで表現しております。そして、最後は改善内容、今後の取組方針となっております。

13ページから62ページにかけて、今回、教育ビジョンに掲げております78の個別事業について、それぞれ取組状況等を掲載しております。個々の内容につきましては説明を割愛させていただきますが、主な事業につきましては、学識経験者の方々から御意見を頂戴しておりますので、御紹介させていただきます。

63ページをお開きください。

こちらに、主な評価対象事業に対する学識経験者からの御指摘や御意見、また、それに対する教育委員会の対応・判断を記載しております。テーマごとに主立ったものを御紹介させていただきます。

最初に、①の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進についてですが、対象となる事業は全部で4事業となっております。こちらのページの2番目の枠のところで、「スポーツへの関心と体力の向上」につきまして、全国や東京都と比較すると、新宿区の中学生は体力が低い状況にある。中学校では運動をする生徒としない生徒の二極化傾向があり、特に女子は顕著となってくる。そうした傾向を踏まえて、よい施策ができるとよいとの御意見を頂戴いたしました。

それに対しまして、その枠の右側でございますが、教育委員会の対応を記載しております。

中学校では、運動に親しむことを通して体力の向上をねらうものとして、中学校版スポーツギネス新宿でダブルダッチを導入しています。

現在は、一定時間に跳べた回数を競う「スピード競技」を中心に実施していますが、今後は、縄を跳びながら表現力を競う「パフォーマンス競技」を追加するなど、運動することの楽しさを体感できる機会を通して、運動への関心が低い生徒へも運動することの楽しさを広げていきます。

また、東京都が指定する平成30年度の体力向上に先進的に取り組む中学校（スーパーアクティブスクール）における実践事例を体力向上推進委員会で紹介し、各校の実践を促すなど、女子生徒のスポーツへの関心と体力の向上を進めていきたいと考えています、という内容を記載しております。

次に、65ページに移りまして、②の子どもの安全の推進についてでございます。こちらも4つの事業が対象となっております。

1つ目の枠のところでございますが、子どもの安全の推進は、他の自治体で何かが起きると新宿区でも対応しなければならないということで、いろいろやらなければならないことが多い領域だと思うが、子どもの安全対策、安全教育の推進の分野に関しては、特に重きを置いて取り組んでいただきたい、といったものでございます。

それに対して、教育委員会といたしましては、子どもが安全に関する情報を正しく判断し、みずから危険を予測して回避する能力の向上に向け、各学校では学校安全計画を策定し、計画的に安全教育を進めています。

各校が安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」を計画的にバランスよく学習できるよう、引き続き取り組むとともに、防犯カメラの運用や交通安全と防犯の両面での通学路点検の実施等により、登下校時の安全の確保に努めてまいります。また、交通事情の変化に応じて学童擁護員を配置するなど、状況変化を適切に捉えて必要な対策を講じていきます、としたものです。

また、次の枠のところ、「情報モラル教育の推進」については、情報モラル教育は非常に大事であるから、ますます必要になってくる部分である。ルールを守っていない家庭が多くあると聞いているので、家庭でも理解してもらえよう取組があるとよい。

家庭の価値観の問題もあり、一律の働きかけは難しいと思うが、悪影響や事例などの情報を家庭に伝えていくことは行っていただきたい、との御指摘をいただきました。

それに対しまして、情報モラル教育を推進するに当たっては、学校と家庭との連携による取組が重要と考えています。教育委員会では、情報モラル啓発資料の配布により、家庭への情報提供や理解啓発を行い、各家庭における主体的な取組につなげていきます。

また、夏季集中研修会では、情報モラルについて学ぶ講座を実施し、教員が決まりを守ることの意味を子どもたちの実感させるための指導方法について習得していきます、としたものです。

続きまして、67ページをお開きください。

③の教職員の勤務環境の改善等についてでございますが、こちらも4事業に対して御意見を頂戴しております。

枠の2つ目になりますが、「学校の法律相談体制の整備」につきましても、全国的にスクールロイヤーが広がっているが、専門外の弁護士にお願いして余りうまくいかないなど、教育のことがわかる人でないと難しいことがある。新宿区では、教員経験のある弁護士にお願いしており、とてもよい体制ができていますので、今後も適任者に相談できる体制を継続できるとよい、との御意見を頂戴しております。

これに対しまして、御指摘のとおり、学校教育に理解のある弁護士による法律相談体制の整備が重要であることから、新宿区では教員経験のある弁護士にお願いしています。

現在、学校に対する不当な要求等への対応など、学校が法に基づく助言を必要とする問題について迅速かつ適切に対応することのできる環境を整備できています。引き続き、事業が適切に運用できるよう取り組んでまいります、としたものでございます。

また、68ページの枠の1つ目、「部活動を支える環境の整備」の部活動指導員の配置については、制度的にすばらしいが、このことだけを専門にして生活するのは難しく、携われる人材が限定されてくるのではないかと。

今は、企業でも働き方改革を進めている中で、副業として職場の帰りに部活動を手伝ってもよいと考えているような人など、さまざまな人たちにも制度を周知し、人が集まる新宿区だからこそできる取組の展開があるのではないかと、という御指摘を頂戴してございます。

それに対しましては、現在11名の部活動指導員を配置し、部活動を支援していますが、部活動指導員を必要とする学校と部活動指導員個々の働き方や種目・時間等をマッチングさせ、円滑に運営していくためには、継続的に人材を確保していくことが課題です。今後の対応としては、引き続き区広報紙やホームページを活用した募集を継続するとともに、区体育協会、体育系大学や近隣大学を初め、各種関係団体等との連携をより一層強化しながら、部活動の

種目等に応じた新たな要望に対しても迅速に対応できるよう取り組んでいきます、という内容となっております。

そして、その他の事業につきましても、御意見を頂戴しております。

70ページをお開きください。

こちらでは、新宿区にはさまざまな国籍の方が多くいるので、図書館において外国語の図書コーナーなど、外国人向けの図書が整備されるとよい。

また、学校の図書室にはボランティアの方も携わっていて素晴らしい取組となっているが、例えば大久保付近の学校では、外国語の図書や絵本などを図書室にも置いてもよいのではないかと。外国語の本の充実を図ることで、学校における外国語教育にも使えるような部分があるのでないか、という御指摘を頂戴しております。

これに対しましては、新宿区立図書館では、地域の特性等も踏まえた図書館ごとのテーマを定めています。外国語の資料については、中央・四谷・大久保・北新宿の4館において重点的に収集するとともに、外国語の図書コーナーを整備しています。

児童部門においては、平成30年度の実績でございますが、全館で外国語絵本、英語、韓国・朝鮮語、中国語、フランス語など合計20言語、5,171冊を収集・貸出ししており、外国語お話し会を開催しています。区立図書館と学校との連携については、今後検討していきます。

また、各学校に学校図書館支援員を配置しているほか、学校によっては、スクールスタッフとして図書館ボランティアを受け入れているところもあり、各校の実情に合った図書館整備を行っています。特に大久保小学校学区では外国籍などの方が多いことから、学校に外国語に関する書籍の寄贈もあり、学校図書館支援員等が学校図書として蔵書登録するなど、外国語教育に関する本も充実しています、といった対応を記載したものでございます。

主な評価対象に対する御意見は以上でございます。

次に、71ページをごらんください。

こちらでは、それぞれの先生方から総括的な御意見を頂戴しておりますので、御紹介をさせていただきます。

まず、村上先生からは、オリンピック・パラリンピック教育について、教育的な効果や教育的な見地から、教育委員会として施策立案する立場で対応していただきたい。また、予算を拡大してでも、本当に現場のためになる施策を展開する上で、エビデンスが必要なものに関しては、きちんととるといったことがあってもよい。ただし、何もかもとっていると現場

の負担になるので、使い分けが大事だと考える、ということでした。

最後に、教員の働き方改革も大切だが、教育委員会事務局の働き方についてもぜひ考えていただきたい、といった総括的な御意見を頂戴しております。

中段、藤井先生からは、教育ビジョンのいろいろな施策が学校現場に浸透しているということを実感している、ということですが、一方で、個々の先生方にも、個々の施策の内容はこのようになっているといったことを知ってもらう必要があると感じた、といった御意見となっております。

また、新宿区は、多国籍・多様な人々が一緒に生きている区であることから、新宿区での取組が一つのモデルとして他の自治体などに広がっていくように、先がけての施策をぜひ進めていただきたいという御意見を頂戴いたしました。

また、浅田先生からは、たくさんの事業を実施する中では、やはり学校でクラスが安定し、子どもたちが安心して登校できる、友達がいて楽しいという環境づくりがベースになると思うということで、そうした学校づくりがベースにあって、新宿区教育ビジョンの施策があると考えていると。

学校における教育の基本は、やはり人だと思ふ。よい先生を育てるためにはOJTが重要で、新宿の場合、先輩の教員から学んで育つ環境が十分にあるということで、そうしたお手本になる教員の育成にも力を入れていただきたい。また、よい先生を確保して、学校づくりに努めていただきたい、という御意見を頂戴いたしました。

最後に、72ページですが、こちらはまとめといたしまして、4つの丸印でくくっておりますが、1つ目の丸印では、今回の点検、調査では、新たな教育ビジョンに掲げる全ての個別事業について取組の進捗状況や成果を総括するとともに、大切な視点となる教育課題については、学識経験者から御意見をいただきました。その結果、個別事業全体では、概ね目標を達成しており、新宿区が目指す教育の実現に向けて着実に取り組んできたものと考えている、という内容となっております。

2つ目の丸印では、近年、子どもたちが犠牲になる事件・事故が後を絶たないことから、子どもがみずからの命を守るために必要な知識や、危険を回避する力を身につけることができるよう安全教育を推進するとともに、児童・生徒が情報化の持つさまざまな側面をしっかりと理解し、情報機器を適切に利活用する能力の育成を図る情報モラル教育を推進しますという安全・安心に関する内容の記載となっております。

また、3つ目の丸印では、新学習指導要領の全面实施に向けた学校教育の充実とカリキュ

ラム・マネジメントによる教育の改善・充実、それと学校における働き方改革によって教員が質の高い教育活動を継続する、そのことで子どもたちが生涯を切り拓いていく力を一層伸ばしていく、といった内容を記載しております。

そして最後、4つ目の丸印ですが、本報告書における評価や学識経験者の知見を教育ビジョンの推進に生かすとともに、次代を担う子どもたちが地域や社会とのつながりの中でのびのびと健やかに成長していけるよう、学校・家庭・地域の連携・協働により、新宿区の教育の一層の充実に取り組んでいきます、という内容で締めくくっているところでございます。

それでは、議案書1ページのところにお戻りいただきまして、第53号議案の提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要があるためでございます。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

第53号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○羽原委員 71ページの村上先生の発言のところで、教員の働き方改革も大切だが、教育委員会事務局の働き方改革についてもぜひ考えられたいと。これはどういう意味合いなんでしょうか。事務局が機能しにくいとか、大変過ぎるとか、そういう意味でしょうか。

○教育調整課長 働き方改革自体は、実際に区長部局においても取り組んでいる内容でございます。時間外勤務につきましては、月当たりの上限は45時間ということがやはり示されておりまして、現在、教育委員会事務局の中でも、なかなかその範囲内で収まるかということは難しい状況がございます。複雑化・多様化している学校教育の中で、その学校現場を下支えする教育委員会事務局においても、負担になる業務内容があるのではないかと捉えております。今現在、教育委員会では教員の働き方改革に向けて報告書を作成し取り組んでいるところでございますが、事務局内においても、先ほど申し上げました区長部局と同様に、そうした働き方改革についての取組というものをぜひ考えていただきたいといった内容として受けとめているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○羽原委員 基本的には、先生の働き方を改革することが優先するわけで、これは先生の御意見だから、それはそれでいいんだけども。ただ、働き過ぎ状態というのはあちこちにある

わけけれども、今はターゲットはあくまでも先生方、つまり多数で各校に分散しているような、改革をしにくい状況にある。だから特に先生の働き方を改革していくということなのであって、その采配を振るったり、指揮に当たるような事務局のほうが先行してしまって、となると、どうか。区役所の場合は、定時退庁の徹底とか、形としてそういう方針が見えやすいけれども、学校のほうはなかなか徹底しないから今日まで来ているということからすると、評価される先生方にも、まずは学校現場なんだということは、よく徹底しておかれたほうが良いと思うんですね。これはどこまでの意味合いでおっしゃったかわからないから、これ以上言うことはありませんが、ひとつよろしくお願いします。

○教育調整課長 私どもといたしましては、教員の働き方改革、これを本格的には平成30年度から、最重点課題ということで取り組んできております。まずはそれをしっかりとやると。そしてその一方で、自分たちの働き方改革ということも決して忘れることのないようにと、最後に付け加えていただいたものと受け止めておりますので、まずは、教員の働き方改革の当面の目標の実現に向けて、しっかりと努力してまいりたいと思います。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○今野委員 個別のことですけれども、18ページの真ん中あたりに理科実験教室の開催があります。小学校、中学校の参加者数ですが、年11回開催した割にはちょっと少ない気がするんですけれども、これは各回の平均がこの人数ということではないんですね。

○教育支援課長 こちらの理科実験教室は、お申し込みをしたお子さんが11回のコースとして受けていただくような教室になっておりますので、こちらに記載の小学生36名、中学生24名が年間を通して11回、さまざまなプログラムの実験を体験するという、そのような内容になってございます。

○今野委員 よくわかりました。

○教育長 よろしいでしょうか。最近ですとロボットを動かしたり、科学の実験をしたりと、いろいろな実験をしているんですね。

○今野委員 継続11回は、すごくいい。みっちりした内容になりますよね。

○羽原委員 子どもの数全体の中で言うと、熱心な子が36人、この数はいいことなただけでも、もう一つ、この数自体を増やせるような状況かどうか。つまり、本来なら11回継続的に来たということ、これは非常にいいことなただけでも、全体としての理科の学力が低い状況からすると、この36人という数は悪いとは言わないが、ちょっと方法論的には気になるところだな。何かもうちょっと、全体として理科に関心を持てるような幅の広さや広がり

いったものを考えていかなきゃならないのかなと、そういう印象はあります。

○教育支援課長 御意見ありがとうございます。現在の課題として、もう少し人数を増やしていきたいと思っているところでございます。実際、今年度は平成30年度と比べましても、参加者数が減少しております。羽原委員の御指摘のとおり、理科への関心を高めていくためには、これがどのような内容でどのような理科実験ができるのか、そのあたりの魅力をもっとアピールしまして、来年度につきましては、もっと多くの児童・生徒に参加してもらえるように周知をしていきたいと考えております。

○教育長 ほかに御意見等はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第53号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第53号議案は、原案のとおり決定いたしました。

◆ 報告 1 令和元年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

◆ 報告 2 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果について

◆ 報告 3 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の事業評価報告について

◆ 報告 4 新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告1から報告4について説明を受け、質疑を行います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、報告事項1、令和元年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について、御説明させていただきます。

お手元の資料をごらんください。

11ページございますが、できるだけ簡潔に御説明させていただきたいと思っております。

今回の定例会では、一人会派を含む8会派から御質問を頂戴しました。また、議員個人の御質問は1件という状況でございました。

I、新宿区議会公明党。この会派からは、4つのテーマで御質問をいただいております。

1つ目、イノベーションによる区民サービスの向上については、個別施設計画の進捗状況について御質問をいただきました。

教育長答弁では、現在、今後10年間に必要な教室数を、人口推計などをもとに検討している最中ございまして、令和2年度までの個別施設計画の策定に向けて取り組んでいく、といった方向性を御答弁させていただいています。

2つ目、子ども・子育て支援の充実については、虐待の早期発見・早期対応について御質問いただきました。

答弁といたしましては、現在の取組の状況について御紹介をし、また、学校に関わる全てのスタッフが子どものわずかな変化も見逃さないように対応している、といったことを御答弁させていただいています。

3つ目、幼児教育・保育の無償化については、さらに3つの御質問をいただいています。

1つ目が、外国籍のお子さんが多い新宿区の特性を踏まえた、多言語での周知についての御質問。2つ目は、一定の教育・保育施設に偏らないようなPRについて。3つ目が公私間の格差がなくなるような連携・協力の取組についてでした。

2ページをごらんください。

教育長答弁ですが、1つ目の御質問については、現在、外国語版のホームページを区のほうで開設してございます。ここにダウンロード可能な多言語のチラシ等を載せまして、周知を進めていくといったことを御答弁させていただいています。また、お問い合わせについても、学校運営課において適切に対応してございますので、その旨も御紹介をしております。

2つ目の御質問については、今後、私立・公立といった選択の中で、幅広い保護者に幼稚園教育の特色や各園の魅力を、私立幼稚園と連携して発信していくということで、PRを進めていく旨、御答弁しています。

また、3点目につきましては、現在、私立幼稚園に対しまして、健診や安全対策、また教職員の研修などについて助成をしてございますけれども、場所貸しである運動会や学芸会、こういうものも含めて、今後も私立幼稚園との連携・協力を深めていくといった御答弁をさせていただいています。

大きな4つ目、オリンピック・パラリンピック教育については、その中で2つ御質問をいただきました。1つ目は競技観戦についてです。来年度行う子どもたち全員による競技観戦について、多くの子どもを少ない先生で引率するといったことの安全面や、夏の暑い時期ですので健康面の課題への対策について、御質問をいただきました。

2つ目は、この観戦を通じて子どもたちの心にレガシーとなるように、そのための事前・事後学習などについての御質問でした。

1 点目につきましては、現在、準備委員会というものを教育委員会内に設置してございまして、ここで課題の洗い出しをさせていただいております。安全面や健康面への配慮も含めて課題の洗い出しを行う中で、都教委とも連携しながら、今後、具体的な対策案を検討していく旨、御答弁させていただいております。

また、2 つ目の御質問につきましては、競技観戦での経験をレガシーとしていけるように、観戦競技と関連させた適切な事前・事後学習を進めていくといった御答弁をさせていただいております。

3 ページに移ります。

Ⅱ、日本共産党新宿区議会議員団です。代表質問として、2018年度の決算を踏まえた財政運営と施策についての御質問の中で、1 点、小・中学校の給食費の無償化について御質問がございました。

答弁につきましては、従前と変わりませんが、経済的な理由で給食費の負担が困難な方々には、現在も就学援助にて対応してございますので、無償化の考えはないといった御答弁をさせていただいております。

また、議員個人の御質問として、一般質問を1 ついただいております。戸塚第一小学校内の学童クラブの設置についての御要望の御質問です。

現在、休園中の戸塚第一幼稚園、ここは保育ルーム早稲田が使用してございますが、ここが移転することからスペースが空きます。その空きスペースに、いわゆる学童クラブを取り込んでどうかといった御質問です。

答弁につきましては、学校で使うか否かがまず最優先でございますので、新入学予定児童数が概ね確定する今年度末に方向性を決めていくといった趣旨の御答弁をさせていただいております。

続いてⅢ、立憲民主党・無所属クラブです。こちらからは、児童・生徒の不登校対策についての御質問でした。

内容としては3 点の御質問をいただいております。

1 点目が、現在の不登校児童・生徒数、また、「つくし教室」における支援についての御質問です。

2 点目が、今後のつくし教室のあり方と、フリースクールとの連携のあり方。それから、夜間中学の受け入れといったことについての御質問です。

4 ページにまいりまして、3 番目がフリースクールなどでの義務教育認定について、基準

を明確にする必要があるといった趣旨の御質問です。

1点目につきましては、記載のとおり、現在、小・中学校を合わせて116名という数になっておりますこと。また、つくし教室は現在延べ23名が通室しているという状況と、取組の内容を御答弁申し上げます。

2点目については、フリースクールとの連携の状況について御答弁させていただいています。各学校で児童・生徒がフリースクールに通っている場合は、直接訪問をし、学習状況等を確認するといった連携を図っているところでございますが、今後も現状の課題や今後の連携について、不登校対策委員会で協議をしていくといった趣旨の御答弁。そして、つくし教室のあり方については、やはり全体116名の中の23名ということですので、多様な場での指導や訪問型支援のあり方、こういったことを検討していく方向性について御答弁してまいります。

3点目の義務教育認定の件ですが、現在、平成28年度の文科省のガイドラインに基づきまして、学校への復帰を前提としながら、出席の取り扱いについては各校で判断するという仕切りになってございますけれども、現在も柔軟に対応してきている中で、今後、文科省でも見直しを行っている状況でございますので、状況を踏まえつつ、基準を明確化し、多様な教育機会が確保できるよう進めていきたい旨、御答弁してまいります。

次に、IV、新宿未来の会です。こちらからは、いじめ問題について、御質問を3点いただいております。

1点目はいじめの早期発見・対応について。2点目は5ページにまいりまして、いじめの複雑化・多様化に対する課題について。3点目は現在の学校現場における対策・対応、また将来に対する課題、あわせて外国籍のお子さんへの文化的差異におけるいじめ対策についての御質問です。

1点目について記載のとおり、現在の取組内容を御答弁申し上げます。

2点目は、現在取り組んでいる内容につきまして、民間との連携も含めて、特に家庭との連携が大事だといった趣旨で御答弁を申し上げます。

3点目は、いじめは重大な人権侵害との認識であること。そして、家庭や地域、スクールカウンセラーなど、学校のさまざまな関係者の連携による対応が必要だということをお答えしてまいります。

課題につきましては、現在、情報モラル教育や人権教育、こういったさまざまな教育活動を通して、いじめの未然防止を進めている中で、複雑化、多様化するいじめに的確に対応でき

るようしっかりと進めていくことが課題である旨、答弁してございます。

また、外国籍のお子さんへの文化的差異についてでございますが、記載のとおり、ただ今オリ・パラ教育の一環として取り組んでいる世界ともだちプロジェクトや給食での各国のメニューの提供、こうした多様な文化に触れる機会をつくっていくことで、自然と異文化や多様な文化に触れられる。そうした教育活動を通して、お互いの文化等を尊重する素地をつくっていく旨、御答弁させていただきました。

次に、V、自由民主党新宿区会議員団です。こちらからは、大きく2つの御質問をいただきました。

1つ目は、学校と民間企業の連携、E d T e c h等、新しい教育についてです。この中では、次のページにまいりまして、3点の御質問いただきました。

1点目が民間企業との連携について、2点目がプログラミング教育等の実施状況について、3点目がこれからのICTを活用した学校教育についてです。

1点目につきましては、現在、さまざまな教育活動を通じて民間企業等と連携している状況を御紹介し、今後もこれを広げ、推進していく旨、御答弁してございます。

2点目については、四谷小学校と落合第四小学校での取組を御紹介させていただきまして、ICT支援員による授業支援や新たなプログラミング教材の導入を通して、プログラミング教育の充実を図っていくと御答弁させていただいております。

3点目については、ICTは有効なツールであり、特別支援教育や自学自習の推進につながるものとの認識をお示しした上で、今後、ICTのさらなる有効活用を図っていく旨、御答弁をさせていただいております。

大きな2つ目は、子どもたちの豊かな学び・育ちと教員の働き方改革についてです。こちらでは、9点の御質問をいただきまして、(1)が若手教員の人材育成の取組、(2)が新教科の導入等の準備の状況。(3)は新聞の報道にもございましたOECDの調査結果に比べ、新宿区の実態はどうかといった御質問。(4)が教員業務と学校配置職員の事務分掌の見直し、(5)が教員の意識改革、(6)が部活動指導員の導入等の取組と地域人材の活用、(7)が第二次報告書に基づく取組の効果、(8)が副校長の事務を補助するための人材投入の実績と今後について、(9)が取組を保護者や地域の方に理解していただくことについての御質問でした。

(1)から(9)までボリュームがございまして、(1)若手の教員の育成については、都の定める育成研修に加え、区独自に4年目に研修を行っているなど、区の特徴を御答弁し

てございます。(2)以降につきましては、これまで先生方にも御説明してきたところでございます。記載のとおりでございます。なお、(3)にOECDの調査結果のくだりがございますが、おおよそ、新宿区にも同じ傾向が見られる旨、御答弁させていただいています。

次に8ページをごらんいただきまして、(4)の最後のところですが、(3)からつながってくるものとして、先生方が担っている年間739時間分の事務、これを業務として事務職等に移行するという、補助職員の配置の見直しを行っていく旨、御答弁をさせていただきました。

残りの答弁については資料に記載のとおりでございます。

続きまして9ページ、VI、スタートアップ新宿です。大きく2つの御質問でした。

1点目は子どもの健康についてということで、喫煙防止の教育についてです。これは小学校6学年と中学校2学年で保健の授業の中で指導してございますので、その旨を御答弁しています。

2つ目の危機管理については、昨今、いろいろと事件・事故が起きていますけれども、特に不審者への対応についての御質問です。

1点目が、学校は容易に侵入できてしまうのではないかという御質問。2点目が、危機管理の専門家と連携した対応が必要ではないかという趣旨の御質問でした。

1点目については、確かに塀を乗り越えて侵入することは可能ですが、それらを防ぐために、いわゆるモニター付インターホンや防犯カメラ、また、何かあったときの教室等のフラッシュランプの点滅やサイレン発報等の緊急防犯システム。これらによって、緊急事態に対応できる体制を講じている旨、御答弁させていただきました。

それから、2点目については、現在も警察や民間の方々との連携の中で御協力をいただいているわけですが、防犯標語「いかのおすし」を御紹介させていただき、今後も危機管理の専門家と連携を図っていく旨、御答弁しています。

10ページをごらんください。

次に、VII、ちいさき声をすくいあげる会です。ヘアドネーション男子について、ということで、病気や事故等で髪の毛がない方のために、髪を長く伸ばして、かつらをつくるために髪の毛を切って提供する。そういったことをやりたいという子どもがいたときに、学校ではどういった対応になるかといった趣旨の御質問でした。

これについては、生徒や保護者との対話を重ね、意思を尊重した対応ができるのではないかと御答弁をさせていただいています。

最後に、IX、社民党新宿区議会議員団です。こちらからは、第一次実行計画の進捗状況と今後の課題についての御質問でした。1点目が屋内運動場の空調整備の進捗状況と今後について。2点目がいわゆる働き改革における最新の教員の勤務時間の実態。3点目が第二次報告書に掲げた34の具体的な取組の方策の進捗状況。4点目が35人以下学級の実現に踏み出すべきであるのご意見に対する考え方。5点目が目標に対していつまでにその成果を得ようと考えているのかといった御質問でした。

答弁です。1点目については記載のとおり進捗状況を御説明してございます。2点目については、11ページに進みまして、まだ、実勤務時間が60時間を超える者がおりますので、取組を一層しっかりと進めていく旨の御答弁をさせていただきます。3点目については、35人以下学級については現在、国や都の学級編成基準に基づき行うものであって、区が独自に行う予定はない旨の御答弁をさせていただきました。最後に、4点目については、第二次報告書の取組の方策を着実に進めまして、当面の目標の早期実現を目指していくといった御答弁をさせていただきます。

大変長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○教育指導課長 続きますので、私から、平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果について、御報告させていただきます。

お手元の資料、報告2をごらんください。

まず、調査の概要についてです。

この調査の目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、また、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てること、そして、このような取組を通じて、教育に関する継続的な検証サイクルを確立することとなります。

調査日につきましては、平成31年4月18日。調査対象は、小学校6年生と中学校3年生となります。

概要の（4）調査委内容をごらんください。

調査内容は、1つは教科に関する調査と児童・生徒が回答する生活習慣や学習環境に関する調査、そして、学校が回答する学校における指導方法に関する取組等に関する調査となっております。

今年度の調査の特徴といたしましては、この後、結果と分析のところでも報告させていた

ですが、昨年までは、国語であれば、A、B、知識と活用というふうに分かれておりましたが、今回は、知識と活用を一体的に問う調査問題であること、また、中学校で英語調査が導入されたことが挙げられます。

それでは、2番の調査結果及び分析をごらんください。

実施教科の正答率、単位は%となります。都道府県及び各自治体の正答率は、整数値での提供となっております。グラフでも示しておりますが、新宿区の小学校は、どちらの教科も全国及び東京都の平均正答率を上回っております。国語は7.2ポイント、算数は8.4ポイント全国平均を上回っております。

また、中学校も全ての教科で全国及び東京都の平均正答率を上回っています。特に英語は、全国の平均正答率を5.0ポイント上回っている状況です。

続いて、裏面の学習状況等に関する調査をごらんください。

①ですが、前学年までに受けた授業では、課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますかの質問に、「あてはまる」と回答した児童・生徒は、小学校が35.4%、中学校が28.4%でした。小・中学校いずれも、前年度より伸びている状況です。

また、次の、学級の友達との間で、生徒の間に話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますかの質問には、「あてはまる」と回答は、前年度より数ポイント落ちていますが、東京都や全国の数値は上回っている状況にあります。

そして、学校質問紙になりますが、こちらは学校が回答しているものとなりますが、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思いますかの質問に、「あてはまる」とした小学校は6.9%、中学校は10%でした。肯定的な回答が多い状況ではありますが、授業の中でできているという状況を問われ、学校全体の状況を厳しく判断した学校もあったのではないかと考えられます。

続いて、3の結果の活用をごらんください。

各学校の調査及び個人票については、既に学校へ送付されております。今回の結果については、10月の校長会、副校長会等で報告し、区の学力の状況を共有するとともに、各学校における結果分析の視点として活用していただく予定です。

今後、各学校では、教科ごとに調査結果を分析し、課題解決のための具体的な手だてを検討します。そして、今回の分析結果を踏まえて、11月中旬ごろまでに学力向上のための重点プランの修正を行います。

また、個人票の結果につきましては、個人面談や保護者会の機会を活用し、個々の課題を

解決するための改善策を提示するなどして、児童・生徒の学習改善に役立てていきたいと考えております。

最後に、4番の今後の取組の重点をごらんください。

各教科指導の充実を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を今後も推進してまいります。そのため、校内研究、新教研、新中教研において各教科の授業実践の交流等を進め、各自が学んだことを自校に広め授業改善をしていくことを進めてまいりたいと考えております。

また、第三者評価や学力向上のための重点プランを踏まえ、学校訪問等により実施状況を確認し、指導・助言を行ってまいります。

今月16日には、外国語活動と外国語をテーマに教育課題研究校の発表会も予定しております。実践から学び、成果や課題を共有する予定です。

なお、今回報告した概要につきましては、常任委員会報告後に区のホームページに掲載予定でございます。

続いて、大きな資料となりますが、学校提供用となりますが、資料の参考①となっているものが小学校の資料、そして参考②となっているものが中学校に向けた資料となっております。

今申し上げました概要について触れていくとともに、それぞれの結果、課題の分析、それから課題が見られた問題例等を具体的に提示することにより、学校の分析の視点としていただきたいと考えております。

報告は以上となります。

○教育支援課長 それでは次に、新宿区立女神湖高原学園指定管理者の事業評価について、御報告させていただきます。

1、事業評価の目的でございます。

指定管理者が実施した平成30年度の管理業務について、協定書等に基づき適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って適正に運営し、施設利用者へのサービス向上がなされたかなどの点から検証することを目的としております。

評価結果は今後の管理業務に反映し、よりよいサービスを提供するため、公表及び指定管理者に通知するものでございます。

2、評価対象でございます。

施設名は、記載のとおりでございます。指定管理者につきましては、信州リゾートサービ

株式会社です。こちらは平成30年度から指定管理を受けておりまして、3年間の1年目になります。

次に、3、事業評価委員会の構成でございます。

外部委員が2名、内部委員が4名の6名となります。外部委員は、スクールコーディネーターと公認会計士の方にお入りいただき、内部委員は、区立小学校長と中学校長が1名ずつ、施設課長と教育支援課長となります。

4、事業評価委員会の開催内容でございますが、開催日は令和元年8月23日、女神湖高原学園の現地で指定管理者からの事業説明を受けた後、質疑応答を経て、委員会で評価を行ったものでございます。

5、評価結果でございます。

施設の運営に関することは、評価点2.3、利用・サービスに関することは2.0、施設・設備の管理に関することは2.2、管理運営経費に関すること及び事業に関することは、2.0となっています。

これら個別評価を勘案して、各委員が総合評価を行った結果、6名の委員の総合評価の平均点は2.0となり、あらかじめ定めています全体評価の基準にのっとりまして、全体評価は1から4までの4段階、そのうちの2の適当に値いたしました。

評価の詳細につきましては、別紙1のところで、平成30年度指定管理者事業評価概要に記載しております。

裏面に、総合所見として、高く評価できる点、改善が必要な点などをまとめてございますので、そちらをごらんください。

まず、高く評価できる点でございます。

施設の運営において、本社が隣接地にあるメリットを生かし、随時本社からの応援体制が組み立てられているとともに、職員の労働環境の確保が図られており、事業者として安定的な運営体制を維持しています。施設管理面においては、老朽化が進む施設の現況を踏まえながら適切に管理を行っており、修繕についても的確に実施している点や、スタッフ全員に省エネルギーの取り組みが徹底され光熱水費の削減が図られていることは評価いたします。また、サービス面において、地元の食材を生かしたメニューの提供や、地域の特色を打ち出したイベントの実施など、利用者の満足度を高める取り組みは高く評価できると、以上の点が高く評価された点になります。

一方、改善が必要な点でございます。

別紙1の裏面の総合所見のところでは、利用者アンケートから、客室清掃に不備があるとの意見が散見されます。基本的な客室サービスや宿泊業務に関する職員教育の強化徹底を図ることで、利用者が快適に過ごすことができるサービス提供に向けた改善が必要です。また、学校利用時の献立については、栄養面や児童・生徒の年齢に配慮した献立作成を期待するとともに、季節を意識した食事の提供方法を考慮するなど、より一層の工夫を求める点が改善が必要な点と御意見をいただいております。

一方、区として検討すべき点といたしまして、指定管理1年目ということで、管理運営開始直後は運営に不安定さが見受けられたということ踏まえまして、指定管理者が交代した際に、業務水準を落とすことなく業務を継続できるよう、ハード面やソフト面、そういったものを網羅した、より具体的な引継書の作成を指定管理者に義務づけるなど、指定管理者の交代を想定した円滑な業務の引き継ぎ方法を検討するというところが、区で求められる必要な点ということで御意見をいただきました。

また、その他のところで、今年度、カビが付着したパンを提供してしまった事故が発生いたしました。平成30年度の評価対象ではございませんけれども、この事故については評価員の皆様に御説明させていただきまして、二度とこのようなことが起こらないようにということで、再発防止に向けた取組の徹底を求めるという御意見をいただいたところでございます。

説明は以上となります。

○中央図書館長 それでは、報告4、新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について報告いたします。

報告4、1枚目をごらんください。

1の事業評価の目的は、今の女神湖高原学園と同じでございます。

2の評価対象でございます。(1)四谷図書館から(9)下落合図書館までの9つの地域図書館でございます。

3の事業評価委員会の構成でございますが、4名、外部委員3名、内部委員1名ということで、一番後ろの平成30年度新宿区立図書館指定管理者管理業務に係る事業評価報告書の2ページをごらんください。

2番に評価委員ということで4名、学識経験者、公認会計士、利用者代表、教育委員会事務局の課長ということで、4名で行っているところでございます。

報告4の最初の用紙にお戻りください。

4の事業評価委員会の開催内容でございます。

第1回、6月4日に評価項目等を決定して、第2回から第4回が現地視察、第5回から第7回がヒアリング、それから第8回が協議・決定という、8回にわたって評価委員会を開催しております。

先ほどの評価委員会のメンバーですが、昨年までは内部、外部と隔年で実施していたところでございますが、識者の視点あるいは利用者の視点ということで、ことしの3月に要綱を改正して、外部委員を毎年入れるような形に変えたところでございます。

また、昨年まで現地視察、ヒアリングは一緒に行っていたところでございますが、移動の時間もあり、十分ヒアリングができないということで、分けて実施しているところでございます。

それでは、報告書1枚目の裏面をごらんください。

5の評価結果でございます。これは報告書の3ページの下のほうに評価方法というものがございまして、4が優良、3が良、2が適当、1が課題ありという形になってございます。

1枚目の裏面にお戻りいただきまして、評価結果でございますが、2の適当が4館、良が5館で、課題ありや優良というものはなかったところでございます。

それでは、真ん中の評価概要、平成30年度指定管理者事業評価概要をごらんください。

その一番下の全体評価と総合所見でございます。四谷図書館、1枚目でございますが、全体評価2ということで、総合所見、立地条件や施設要件にも恵まれ、49万点を超える個人貸出実績を持つ図書館として、多彩な経験を持つ人材や、多文化サービスに対応するスタッフの配置など意欲的な運営がなされているという一方で、5行目、法人本部事務費が全体に占める割合がやや高いようなところがございまして、一番最後、全体として業務要求水準を満たしているということで、適当ということで認められたというところでございます。

次のページ、鶴巻図書館でございます。

全体評価は2。総合所見としては、夏目漱石の地元にある図書館として館内の展示に力を入れ、早稲田大学と連携して漱石講演会を実施しており、参加者の満足度も高いという一方で、集会・行事での娯楽系のテーマ設定が多く、社会問題、国際問題など、目を外に向ける意識が弱いといったことで、全体としては水準を満たしているところでございます。

次に、3ページ、西落合図書館でございます。

全体評価は2。総合所見でございますが、小規模館ながら、司書資格保有者の割合が高く、個人貸出実績22万点を挙げていることが高く評価できる一方で、大人向けの資料の充実や調べもののスペース確保と参考資料の整備、社会問題に関するテーマを取り入れたパスファイ

ンダーの作成など、検討が望まれるというところで、全体としては水準を満たしているものでございます。

4ページ以降も同様に全体評価、総合所見を記載しておりまして、それぞれ水準を超えている、あるいは水準を満たしているという評価をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。

それでは、順次質疑を行いたいと思います。

報告1について質疑のある方はお願いいたします。

○羽原委員 2ページ目に関連して、オリ・パラの競技観戦は全校、何人ぐらいが対象になるんでしょうか。選抜するような形になるのか、どんな具合であるかの実態が一つ。

もう一つは、オリ・パラの時期、ちょうど夏休みにぶつかります。この時期の学校行事をどうするのか、あるいは夏期休暇を繰り上げるとか、何かそういう対応策が検討されているのか、そのあたりを教えてください。

○教育指導課長 まずオリンピック・パラリンピックの競技観戦についてですが、こちらは小・中学校は全員が対象になります。また、幼稚園は5歳児が全員対象ということで、予定をさせていただいております。

また、来年度の夏期休業期間の日にちにつきましては、現在、教育課程の案を検討中でございます。また決定いたしましたら御報告をさせていただきたいと考えてございます。

○羽原委員 小・中学生全員が競技会場に入れるのですか。

○教育指導課長 実際に参加する競技や会場がそれぞれでありまして、1日で全員が参加するというのではなくて、学校単位、あるいはより大きな規模になりますと、学年によって分けるようなケースも出てくると思います。まだ正式に日にちや会場が決定しておりませんので、詳細を申し上げることはできないのですが、詳細が決定した後、子どもたちが安全に参加できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○羽原委員 全員というのは非常にいいですね。平等であることは非常によかったですと思います。

それから、区によっては休暇を繰り上げるようなところが新聞に出ていましたが、あるいは夏期施設での行動だとか、これを延期・中止するというようなことも考え得るわけですが、そんなことも検討の対象にはなっているのですか。

○教育指導課長 たしか中央区のことが報道されていたかと思いますが、夏休みを1週間ほど前倒しするということですが、そこまでの大きな変更は考えておりません。ただ、夏

休み期間中に子どもたちが競技観戦に参加するという現状がありますので、1学期の終業式を1日ほど前倒しするかどうかというところを今、調整させていただいているところです。

○教育支援課長 行事についてのお尋ねでございます。夏季施設の目的は、自然に親しんで情操教育に資するためのものがございますので、来年度に限っては、秋以降に時期をずらして実施する方向で考えていきたいと思っております。

○羽原委員 わかりました。

それから10ページ、宗教上、ピアスをつけたいというのは、何教でのことですか。

○教育指導課長 この部分ですが、実際に各中学校に寄せられた相談をそのまま載せさせていただいております。実際にその宗教上のところにつきましては、どういう宗教かということとはなかなか問うのは難しい現状がありまして、その宗教を特定するということには至っておりませんが、実際にそういう相談が寄せられているときの対応ということで、お示しをさせていただいております。

○羽原委員 ただ、議会答弁で宗教上の理由という挙げ方をした場合には、それは当然、説明根拠を知っていないとまずいことじゃないかなと。つまり架空のことで宗教上の理由とこじつけられてしまうといけないから、こういうことは裏を取るなどしないといけませんね。教育長答弁としては裏を取ってあって、説明がついてないと、ちょっとまずいと思いますね。

○教育指導課長 実際にそのあたりのことを確認しましたところ、ヒンズー教の中にそういった風習があるということは確認させていただいております。そうした中での御相談かというふうに思っております。

○羽原委員 そういう風習なりがあればもちろんいいんですけれどもね。実態のないことでも理由としてくるということもあるから、これはちゃんと裏取りが必要かと思えます。

○教育長 これは新宿区のことではないですけども、ニュースに出ていたのは、ピアスがだめというならば保育園には入園しないと揉めたケースもあるようです。新宿区としては、よく話を聞いて対応していきたいと思っています。

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、よろしければ、報告1については質疑を終了させていただきます。

次に、報告2について御意見、御質問があればお願いいたします。

○菊田委員 全国学テですけども、試験の実施に際して、新宿区内で合理的配慮がなされているかどうか、教育委員会では把握されているでしょうか。

○**教育指導課長** 今回の全国学力学習状況調査につきましては、特段そのような配慮事項は要さないものというふうに捉えております。

○**菊田委員** わかりました。全国的には、全国学テにおいても合理的配慮の実施はなされていて、総ルビやPCによる読み上げ、PCによる回答、あるいは時間延長、別室回答などが実施されていますので、そうした合理的配慮の実施が可能であるということを教育委員会として把握しておく必要があるということと、もう一つ重要なのは、先生方がこの点を認識されておくということが大事かと思えます。

私は以前に経験があるんですけども、学校でそういう実施をしていただけるかと保護者側としてお願いしたところ、全国学テでは当然できないというようなお返事をいただいたことがございますが、合理的配慮は実施して当たり前ですので、そこのところを徹底していただければと思います。

それから、可能であることを知らなければ保護者の方は配慮の実施を申請もしませんので、保護者にもそういうお知らせがあったほうがいいんじゃないかと思えます。

○**教育指導課長** この後、また校園長会等もありますし、校園長対象の研修会もあります。そのような中で、合理的配慮については再度確認をさせていただきます。実施に当たりましては、改めて、要綱に記載されているところを事務局としても十分確認をし、学校への周知を徹底してまいりたいと思えます。

○**菊田委員** よろしく申し上げます。

○**教育長** ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** よろしければ、報告2についての質疑を終了させていただきます。

次に、報告3について御意見、御質問があればお願いいたします。

○**星野委員** この女神湖高原学園の指定管理者を選ぶに当たって、たしかこの企業は食物アレルギーに対する評価が低かったことで以前質問させていただいたと思うんですけども、この1年間でニアミスも含めて、そのような事故がなかったかどうか把握されていますでしょうか。

○**教育支援課長** 女神湖高原学園の指定管理者は平成30年度から信州リゾートサービス株式会社にかわりまして、昨年度指定管理者を始めたときには、確かに事故につながりかねないことがございました。具体的には、学校と事前に打ち合わせをするはずの期日がしっかり守られていなくて、直前になって確認をするような、そういったことがありました。それについ

ては指定管理者に十分注意をしまして、途中からはそういったことがなくなりました。年度後半の校外施設については、特に問題なく適切に行われたということで、学校関係者からも報告を受けております。ただ、こういったことはあってはならないことですので、今後、一層気をつけて指定管理者を指導していきたいと思っております。

○星野委員 わかりました。

○羽原委員 相変わらず一般利用の伸びが低いということで、これはたしか前任の次長が責任を持って、利用者の増を具体的に図るという趣旨の回答で締めくくったと思っているんだけど、余り上昇していません。この間、何をされたのか。

○教育支援課長 PRが足りてないという課題は十分認識しておりますので、今年度に入りまして、指定管理者に団体向けのパンフレットについても作成をしてもらったところがございます。パンフレットはちょうど先月できたばかりで、とりあえず1,000部を指定管理者のほうから送ってもらいました。これまでの一般向けのチラシは、なかなか団体様が行ったときにどんな活動ができるのかというところのPRが足りていなかったのも、指定管理者の創意工夫でこういったものをつくりまして、団体が行ったときにはこんな活動ができるんだということであったり、新宿からバスの手配もしますという、そういった内容になっています。

ちょうど本日、私が特別出張所の所長会に出向きまして、町会や地域の方への周知をお願いしてまいりました。

また、今週水曜日には体育協会の会議にも訪問させていただくことになっております。また、今後は地区青少年育成委員会ですとか、さまざまなところに出向きまして、こういったパンフレットなどを周知しながら、PRの促進を図っていきたいと考えているところです。取組が遅くなってしまい、申し訳ございませんでした。

○羽原委員 この話は、僕は何度も同じことを言っていて、人がかわったからもう一回言わせていただくんですが、例えば町内会長が集まる席だとか、それから商店街とか、誰がどう配るかは別としても、周知の場はあるわけですよ。だから、そんなきらびやかな高価な紙じゃなくていいから、コストを下げたなるべく枚数を多くして広げるというような、そういう工夫をしないとイケない。やっていますよ、努力しようと思っっていますよという答弁は、ほどほどにされたほうがいいと思う。つまり、教育予算のかなりの部分を、この女神湖に使っているわけですよ。一般の人が来ないことを、あるいは屋根が傷んだということを利用して、この施設をなくしていく方向に持っていくことも理屈上は可能なんですよ。だから、もしあの施設がどうしても教育上必要だというならば、それ補填できるような工夫や努力をもっと

しなきゃいかんと、そういう趣旨を重ねて言ってきているわけです。さぼっている責任を問うているのではなくて、もっとやるべき余地があるだろうと、そんなに大変ではないやり方がいろいろあるだろうと、考えてほしいと思っています。

去年、課長のレベルではどうしようもないということで、次長が責任を持ってやるという発言をしたんですよ。人事異動は仕方がないとしても、もう少し真剣に取り組まないと、こういう予算措置がこれからもっと厳しくなるときに、そういう努力がないといかんと思いますよ。努力した上でなお少ないというならば、それはそれでしょうがないことですよ。しかし、何の努力もないような状態で「これからやります」「つくりました」では、ちょっと問題が大きいと思うんですよね。たまたま今回言ったのではなくて、何度も言っているんです。報告があるたびに同じことを言っているんですよ。ぜひ過去の会議録を見ながら、新しい取組をしていただきたい。

○次長 今回、教育支援課長といろいろ検討をしまして、高齢者クラブなどの団体も含めて回ってこようといったお話で進めています。確かに御指摘いただいたとおり、この1,000部では不十分だといったことはございますので、もう少し簡単にできるもので、幅広く多くの方に見ていただけるような形を検討させていただきたいと思います。今年度中から少しずつ回っていきたいと思いますので、来年度以降、少しでも利用率が上がるよう期待しつつ、頑張ってみます。。

以上です。

○教育長 よろしいですか。

○羽原委員 はい。

○教育長 ほかに御質問等、ありませんでしょうか。

私から1点、質問というよりもお願いです。評価2で普通の評価ということなんですが、これが2から2.5に上がるためにどういう指導をすればいいかということについても、あわせて御検討いただきたいと思います。2を2.5にする方法はどこにあるのか、たまに泊まりに行くなりして検討していただければと思います。

よろしければ、報告3については終了させていただきまして、報告4について御意見・御質問がありましたらお願いします。

○羽原委員 まず1つは、この指定管理者の募集は1者4館までですか。4図書館まで同一の業者でいいということですか。

○中央図書館長 基本は、1団体3館まで申し込めるという形です。

○羽原委員 では、なぜ図書館流通センターは4館なのですか。

○中央図書館長 29年の3月に開館しました下落合図書館の指定管理の選定をする際、やはりこの3館縛りにすると、良い事業者が出ないのではないかとというような心配もございまして、この下落合図書館につきましては、3館縛りを外して選定を実施したところで、30年度までは4館になるという、具体的には図書館流通センターが下落合図書館の指定管理者になったところで、4館になったところでございます。

今回、30年度に選定をしたときにまた3館縛りにしましたので、図書館流通センターが鶴巻図書館に手を挙げなかったということで、また3館に戻ったというところでございます。

○羽原委員 申し上げておきますが、下落合図書館は後から開館に至ったこともあるが、3館縛りでやっていたことを、この時だけ4館にするという問題、これはやはり芳しいことではないと思いますよ。ルールはルールだから、それは他の申し込もうと思った企業からすると、論理性を欠くと思われまますよ。しかも、その4館が、3月に本部事務費が急増すると。これは4館共通で、4館だけです。年度末の駆け込み消費は企業でも行政でもありがちなことではあるけれども、こういう小さな母体がそういうことをやると。これは明らかに4館連携している問題ですよ。こういうことが認められていいのかどうか。これはやはり館の選定の責任を問われる監査からすれば、これは問題ですよ。金額がどうあれ、です。

だから、こういうことは、原則を変えるならばきちんとして、論理性を持った変え方をしないといけない。それから、この経理内容も、こういうものは別枠で報告させるぐらいのことは必要ではないかと思う。3月はこれまでこの金額だったものがこうなった、というように。何の名目に使ったか、おそらく名目も各館共通の使い方、理由を出しているんじゃないかと思うんだけど、そういうことを、やはり疑惑を持たれないような明瞭さを担保しておいてほしいと思います。

○中央図書館長 委員ご指摘のとおり、図書館流通センター、3月で法人本部事務費を高目にかけている状況でございます。法人本部事務費は本部の人件費や労務管理費等でございますが、3月で精算するやり方を今回とっているところでございます。これにつきましては、エリアマネジャーを呼びまして、適切に管理・執行するよう指導しているところでございます。これからも毎月、指定管理者と会議を持っておりますので、毎月、そのあたりを指導していきまして、今後こういうことがないようにしていきたいと考えてございます。

○羽原委員 それはそれでいいけれども、このままやむやにして、注意喚起するだけでいいのかどうか。やはり決算というか、3月の使い方はどういう内容でどうなのか、それをやは

り教育委員会、せめて事務局が共有しないと。注意さえすればいいというなら、はいわかりましたと、また来年3月、同じように出してくる可能性だってなきにしもあらずですからね。これは公金であるから、もうちょっとシビアにやるべきだと思いますね。注意すればいいというだけかなと、ちょっと疑問を感じます。

○中央図書館長 今後だけではなく、ただ今委員御指摘のとおり、改めて指定管理者に3月の内容について詳細な報告をさせまして、きちんと整理させていただきたいと考えてございます。

○羽原委員 手順を踏めば返金の請求もできるわけですからね。行政のお金ですから、金額の多寡は関係なく、教育委員会はゆるいというイメージにならないようにシビアにやる。これは僕は図書館長だけの問題ではなくて、教育委員会教育長の大きな責任でもあると思いますよ。それに事務局の次長も、きちんとしなきゃいかんと、そう思っていたきたい。

○次長 思っております。御指摘いただいたとおり、いろいろと図書館長から説明をさせていただきましたが、事務局内でもこの点については疑義がございますので、その部分をきちんと明らかにさせていただいた上で、適正ではない取り扱いがもし見られれば、その辺はしっかりと踏み込んで対応してまいりたいと考えております。

○教育長 ほかに御意見等ありませんでしょうか。

○羽原委員 もう一つ。ミライト・リブネットは、今回、この点数上のことではなくて、実態として、きちんとできているのかどうか。つまり、素人ではないにしても、運営慣れしてないとミスもあり得るから、それがちゃんとできているのかどうか。今後新しい業者が入ってくるかはわかりませんが、そういう事業者が入ってくるときに、何をどうチェックすべきかという視点です。図書館流通センターは相当各地の自治体に入って、手広くこの仕事をしている。だからこそ、僕はチェックしなきゃいかんと思う。新規参入のところはちゃんとできていたか、その辺もちょっと伺っておきたいと思います。

○中央図書館長 ミライト・リブネットは26年度から5年間、指定管理者となりました。今回の評価では適当ということで、多文化共生地区の図書館としていろいろと実績のあるところでございます。ただ今回、30年度の選定に当たりましては、ミライト・リブネットは継続ならず、ナカバヤシにかわったところでございます。

○羽原委員 もう一つ。各地域図書館に対して、区の職員はどういう噛み方をしているんですか。経費の確認などを含めて。

○中央図書館長 日々報告をもらいながら、各地域館の実態を把握しているところでございま

す。システム上問題があったり、事務上の問題があれば、館に駆けつけて改善していくというような形で取り組んでいるところでございます。

○羽原委員　そういう館全体の日々の運営なんていうことを僕は言っているんじゃないんですよ。つまり、館の運営の管理・監督、そこには経理の問題が入るわけですよ。だからそれをチェックするような区の職員は各館にいるのかということを知っているんですよ。貸し出しのシステムがどうであるとか、そんなことを知っているんじゃないですよ。

○中央図書館長　毎月、運営会議というものを指定管理者と中央図書館の担当の係で持ってください。そこで会計等も毎月チェックしているところでございます。ですので、今回のこの3月分のようなことがないように、運営会議を通して指導していくとともに、また、館長連絡会というのを毎月行っておりますので、その中でも、そういったことを全体的に把握していきたいと思ってございます。

○羽原委員　最後にしますけれども、僕が知っているのはそうじゃなくて、そういう責任をとる体制ができていないかどうか、責任というものをどう考えているかという趣旨を言っているんです。管理者が集まって会議をしたって、毎月の出費をチェックなんかできないでしょう。だから、毎月の経費の内容、それは紙で寄せられるかもしれないが、そういうものを各館ごとに誰か責任のある人が、職員がチェックしているのかどうかです。会議でそんなこと言っても意味がないんですよ。日ごろ、そういうチェックが行き届いているかどうかということですよ。先行き注意するようにしますという説明はもういいから、過去のその責任状態はどうだったのかということを知っていただければそれでいいですよ。

○教育長　地域図書館ごとに担当が決まっていて、担当と各館がどういうやりとりを日常的にしているのか。日常的にしているとすると、なぜ3月にいきなり支出が増えたり、100万円も残ってしまうようなことになるのか、ということです。今すぐの説明が難しければ、整理してもらって、改めて対応してください。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長　他に御質問、御意見なければ、報告4の質疑を終了します。

◆ 報告 5 その他

○教育長　次に報告5、その他ですが、事務局から報告がございましたでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

午後 3時44分閉会